

条例等の新たな制度に関する関係事業者からの意見聴取の概要

1 概要

条例等の新たな制度（試案）について、以下の点を中心に、課題、提案等の意見聴取を行った。

- ・ 「2R等に関して関係事業者等に取り組んでいただきたい事項」について
 - ① 現在の取組状況
 - ② 対応の可否とその理由
 - ③ 取組の推進に効果的と考えられる支援措置 等
- ・ 「取組実施計画及び実績報告の義務化」について、対応の可否とその理由等

2 実施方法

事前に趣旨・概要を伝え、新制度の概要（試案）をメール等で送付した上で訪問し、意見聴取を行った。

3 対象事業者

条例化を検討している取組の対象業種・業態を可能な限り網羅的に抽出し、業界団体あるいは市内で事業活動を行っている主要な事業者を対象とした。

表 対象事業者数

業 種	対象事業者数
小売業者※	16
飲食業者	2
イベント主催者	2
集合住宅管理者	3
大学（大学、大学生協）	4
観光関係業者（ホテル・旅館業、土産物製造・小売業）	4
製造業者（全般、家電、包装資材）	3
合 計	34

※ 小売業者の業態：スーパーマーケット（大規模、中小規模）、コンビニエンスストア、小規模小売店、商店街、百貨店、ドラッグストア、ホームセンター、家電量販店、パン販売店、酒販店、書店

4 新制度の試案

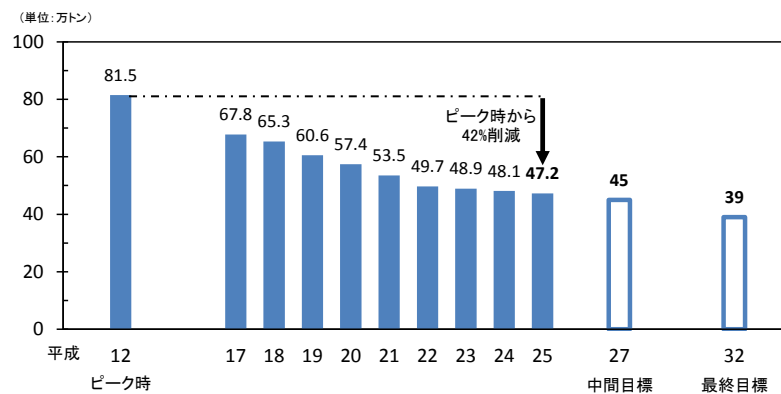
平成26年3月20日に策定した「容器包装の削減に関する新たな枠組みの構築に向けた中間とりまとめ」の枠組みを基に、第1回部会、第54回本会の意見を踏まえて、品目・主体、取組を追加し、2R促進策を試案としてとりまとめた。また、分別徹底策については、第1回部会で示した内容を基本とした。

ごみ減量を推進するための新たな制度について（試案）⇒ 次ページ以降のとおり

ごみの減量を推進するための新たな制度について（試案）

■ 背景・目的

- ・ 京都市では、資源・エネルギーの消費抑制や最終処分場の延命化といった環境負荷の低減と、ごみ処理コストの最小化などを図るため、平成32年度のごみ量をピーク時（平成12年度）の82万トンと比べて半分以上の39万トンとする目標を掲げ、様々なごみ減量の取組を進めているところです。
- ・ 市民、事業者の皆様の御理解と御協力により、現在の京都市のごみ量は47万トンとなり、ピーク時から約4割削減することができています。
- ・ しかし、ここ数年は、わずかな減少にとどまっており、目標達成に向け、ごみ減量の取組を加速させる必要があることから、ごみの減量を推進するための新たな制度の創設を検討しています。



■ ごみ減量の意義（新たな制度の基本理念）

- ・ 持続可能な社会の実現に向けては、社会経済活動を停滞させることなく、資源・エネルギーの消費抑制と環境負荷の低減を図り、循環型社会、低炭素社会を構築する必要があります。
- ・ そのためには、成長戦略を強力に推進し、社会経済の活性化を図りつつ、市民力・地域力を生かしてごみの減量を推進し、大量生産・大量消費・大量廃棄型のライフスタイル及びビジネススタイルから、「しまつの心」や「もったいない」といった環境にやさしい京都ならではのライフスタイル及びビジネススタイルへの転換を図っていかねばなりません。
- ・ こうしたごみ減量の取組を通じて、資源・エネルギーの循環的・有効利用と安定的な廃棄物処理を確保し、社会経済の持続的な発展と、京都の都市格の向上に繋げていきます。

（出典）京都市廃棄物減量等推進審議会「第1回ごみ減量施策検討部会」資料3より抜粋・要約

■ 新たな制度で重点化する取組

その1 2R促進策

全国的に、リサイクルに比べて取組が進んでいない2R（発生抑制・再使用）を中心に、市民、事業者、京都市の共汗でごみ減量を推進

→ 重点対象

（品 目）：食品、容器包装、使い捨て製品（乾電池等）

（取組主体）：小売業者、飲食業者、イベント主催者、

大学（国立・公立大学法人、学校法人、大学生協等）、
集合住宅管理者、観光産業事業者（土産物製造・
小売、ホテル・旅館）、製造事業者（消費者用製品）、
市民等

※ 事業の一部で上記業種に属する事業を行う者も含む。
小売：飲食（ファストフード、カフェ等）、ホテル
飲食：ホテル、旅館、大学等
イベント：大学等

その2 分別の徹底

缶・びん・ペットボトルやプラスチック、更には資源化可能な紙ごみについて、市民、事業者の分別・リサイクルを徹底

■ 検討中の新たな制度の概要

1 市民、事業者、京都市の共汗で2Rを中心にごみ減量を推進する制度

（1）市民、関係事業者等に取り組んでいただきたい事項

- ・ 別表（p 7～8）の内容を検討中
- ・ 市民の取組を促進するため、ごみ袋の使用容量や枚数の削減など、わかりやすい目標の設定を検討中

（2）取組計画及び実績の報告義務

別表（p 7～8）の対象事業者のうち、一定規模※以上の事業者には、別表の取組の当該年度の実施計画（各取組項目に該当する事業の有無及び取組みの実施計画）及び前年度の取組実施状況と、特に課題となっている「レジ袋」の辞退率（前年度分）の報告の義務付けを検討中（報告頻度は、年度ごとに1回で検討中）

※ 報告義務の対象として検討している規模

【小売業者、飲食業者】

- ・ 店舗面積が400㎡以上の店舗※¹
- ・ 市内のチェーン店の延べ店舗面積が3,000㎡以上の事業者※²

※¹ 本市では、大規模小売店舗立地法（店舗面積1,000㎡以上の小売店への規制）に加え、中規模小売店舗設置指導要綱を設け、店舗面積が400㎡以上の店舗に、設置時の届出（建物概要、運営方法等）等を求めている。

※² また、京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例において、市内のチェーン店の延床面積が3,000㎡以上の食品関連事業者には廃棄物の排出量等の報告を求めている。

【大学，集合住宅管理者】

- ・ すべての規模の事業者を報告義務の対象として検討中

【イベント主催者】

- ・ 期間が限定的であり，規模や種類も多種多様であることから，市民モニター制度で対応し，報告義務の対象としない方向で検討中

【ホテル・旅館業】

- ・ 規模は検討中（例：事業用大規模建築物の 1,000 m²又は，小売店舗の 400 m²を準用 など）

【製造業】

- ・ 市内外への供給が混在することから対象にしない。なお，自主的に報告する事業者については，優良事業者として PR する。

（３）消費行動や関係事業者の取組状況に関する**市民モニターによる調査及びその結果の公表等****ア 関係事業者等の取組状況に関する市民モニターによる調査**

消費行動や関係事業者等の取組状況を調査するための市民モニター制度の創設を検討中

イ 報告内容及びモニター結果の公表

関係事業者等の報告内容及び市民モニター調査結果の市による公表を検討中

ウ 指導等

取組や報告が十分でない者に対し，指導，改善勧告及び勧告内容の公表を検討中

（４）支援措置

新制度の（１）の取組の推進に効果的な支援措置を検討中

（以下，考えられる支援措置例）

- ・ 優良事例の PR，トップランナーの表彰
- ・ 店頭回収等への支援
- ・ ものづくり等のごみ減量に貢献するベンチャー企業への支援，産学公連携による研究開発への支援
- ・ ごみ減量に取り組むためのインフラ整備等への支援（使い捨て製品→繰り返し使える製品 等）
- ・ ごみ減量に配慮した新たな商品化への支援（軽量化，リサイクルしやすい設計 等）
- ・ ごみ減量に配慮したお土産物の認定（自宅用簡易包装，軽量化，食べきりサイズ等）
- ・ 認定された土産物の公表，広報支援（旅行，観光等の関連パンフ，カタログ，ホームページへの掲載等） 等

2 市民、事業者の資源ごみ等の分別を徹底する制度

缶・びん・ペットボトルやプラスチック，金属等※，更には資源化可能な紙ごみについて，市民，事業者の分別を義務化し，市による調査・指導を強化するとともに，違反に対する措置（勧告，命令，公表等）を講じることを検討中

※ 分別義務の対象として検討している品目

- ・ 市 民：市の資源ごみ定期収集対象品目（缶・びん・ペットボトル，プラスチック製容器包装，小型金属・スプレー缶），資源化可能な紙ごみ，大型ごみ
- ・ 事業者：産業廃棄物（缶・びん・ペットボトル，プラスチックなど），資源化可能な紙ごみ

【別 表】

取組項目				
番号	業種	対象：事業者・イベント主催者	番号	対象：
				市民・イベント参加者
1	小売	ごみの少ないお買い物・資源物の回収を消費者に促進する店舗でのPR（業態に応じた内容のポスター等のPR媒体を、京都市が作成して事業者提供） 例：マイバッグの持参、簡易包装・省容器包装商品の選択、食品の適量購入、賞味期限の理解促進、乾電池の使用抑制と使い切り・充電電池の利用、LEDの推奨、割りばしの利用辞退、資源物の回収（容器包装、家電、電池、蛍光灯等）の案内 など	1	・ごみの少ないお買い物の率先実行（容器包装、食品、乾電池等） ・資源物の店頭回収や拠点回収への持参 ※別途、分別排出を義務化
2		量り売りや簡易包装、省容器包装販売の推進		
3		容器包装の少ない商品のPR（商品棚への表示など）		
4		レジ袋の使用辞退を促す声掛け又は「レジ袋必要です」カードのレジへの設置		
5		レジ袋削減効果の高い、レジ袋有料化又はポイント還元（キャッシュバックも含む）の実施		
6		カフェ、コンビニエンスストア等でのマイボトル使用を促す消費者への声掛け		
7		カフェ、コンビニエンスストア等でのマイボトル持参者への飲料のみの提供		
8		割りばし利用辞退を促す声掛け		
9		食料品の小分け販売や量り売りの実施		
10		食料品の見切り販売（賞味期限の近い商品の値引き等）の実施		
11		食料品の売り切れ理由の説明表示（廃棄ロスを抑えた販売の実施と消費者への説明）		
12		店頭回収実施（容器包装、家電、電池、蛍光灯等）		
13	飲食	食べ残さない食事を促進する客へのPR（小盛りメニューの紹介、本市作成PR媒体の配架・掲示等）	2	食べきり、食べ残しの持ち帰り、マイはしの持参
14		食べ残し持ち帰り希望者への対応		
15		割りばし、ウェットティッシュ、ペーパータオルなど使い捨て製品の使用抑制		
16		使い捨て容器の使用抑制		
17	イベント主催者	マイバッグ持参等の参加者への呼びかけ	3	マイバッグの持参、資源ごみの分別排出
18		リユース食器の使用		
19		資源ごみの分別回収の実施		
20	大学	学生への減量方法・分別ルールの周知・指導（市が提供する媒体を入学時等に配布、パンフ配架、ポスター掲示など）	4	・1に同じ ※別途、分別排出を義務化
21		資源ごみの拠点回収の実施		
22	集合住宅管理者	居住者への減量方法・分別ルールの周知・指導（市が提供する媒体を入居時等に配布、ポスター掲示など）	5	・1に同じ ※別途、分別排出を義務化
23	ホテル旅館	宿泊者への資源ごみの分別排出環境の提供（缶・びん・ペット、紙、プラ）	6	資源物の分別排出
24		使い捨てアメニティグッズの提供抑制		

取組項目				
番号	業種	対象：事業者・イベント主催者	対象：	
			番号	市民・イベント参加者
25	土産物 製造・ 小売業	【製造】同一商品の自宅用簡易包装品と贈答用品の製造・供給の実施	7	・ごみの少ないお買い物の率先実行
26		【小売】自宅用簡易包装商品と贈答用品の併売及び購入者へのPRの実施		
27		【製造・小売】他都市での物産展における簡易包装のPR（京都のごみ減量をPR）		
28	製造業	【家電】乾電池使用製品から充電電池使用製品への転換の推進	8	・充電電池，LED の使用 ・資源物の店頭回収や拠点回収への持参 ・環境配慮製品の選択
29		【電池】充電電池の使用を促すラベリングやHP等でのPR（コスト面，環境面）		
30		【蛍光管】LED の使用を促すラベリングやHP等でのPR（コスト面，環境面）		
31		【電池・蛍光管・家電】使用後に自治体の分別収集や拠点回収への排出を促すPR（ラベリング等）		
32		【包装】軽量化等の環境配慮ポイントのPR（包装への印字等）		